

2005年(平成17年)3月20日

藤沢市体育指導委員の委嘱について

1 委嘱した者

2 別紙名簿のとおり
任期

2005年3月1日から2006年3月31日まで

3 委嘱した理由

藤沢市体育指導委員に欠員が生じたことに伴い、その残任期間の委員をスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱したことによる。

参 考

スポーツ振興法 抜粋

(体育指導委員)

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうものとする。

藤沢市体育指導委員に関する規則 抜粋

(定数)

第3条 指導委員の定数は、小学校の通学区域ごとに6人とする。

(任期)

第4条 指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導委員は、再任されることができる。